

第7回裁判員等経験者との意見交換会議事録

岐阜地方裁判所

1 日時

平成26年12月10日（水）午後2時04分から午後4時05分まで

2 場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者

司会者 伊藤 納（岐阜地方裁判所長）

裁判官 山下博司（岐阜地方裁判所判事）

検察官 安井一之（岐阜地方検察庁三席検事）

検察官 熊谷嘉穂（岐阜地方検察庁副検事）

弁護士 市橋優一（岐阜県弁護士会所属弁護士）

弁護士 國本雅丈（岐阜県弁護士会所属弁護士）

裁判員等経験者 1番～6番（6人）

4 裁判員等経験者の担当した事件の概要

□ 裁判員等経験者1番及び2番の担当事件（以下、「第1事件」という。）

（1番及び2番：裁判員経験者）

ア 強盗致傷等被告事件

イ 審理日程は、審理5日、評議4日の全9日間

ウ 被告人3名が、共謀の上、深夜自転車で通行中の被害者に暴行を加えて現金等が入った財布を強取し、その際、被害者に傷害を負わせた事案。そのほか、3名が共謀して被害者2名からひったくりをした窃盗2件、被告人Aが、無免許運転で事故を起こした道路交通法違反、自動車運転過失傷害1件。強盗致傷事件の大きな争点は、①被告人Aに強盗の故意

及び共謀が認められるか、②被告人Bが財物奪取時に被害者の腕を押さえていたかどうかという点であり、③被告人Cの暴行態様も付随的な争点となった事案。

□ 裁判員等経験者3番～6番の担当事件（以下、「第2事件」という。）

（3番～5番：裁判員経験者，6番：補充裁判員経験者）

ア 強盗致傷等被告事件

イ 審理日程は，審理6日，評議4日の全10日間

ウ 被告人3名が共謀の上，深夜に通行する被害者の車の前に被告人らの車を止めて進路を塞いで停止させ，被害者の顔面を殴ったり，アイスピック様の物で刺したりする暴行，脅迫を加えて，現金や財布，かばん等を強取し，その際，被害者に傷害を負わせた事案。そのほか，被告人D及び被告人Eが起こしたATMから不正に現金を引き出した窃盗事件あり。全被告人との関係で公訴事実自体には争いがなかったが，被告人3名の責任の上下を判断するうえで，①かばんを強取したのが被告人Dであるかという点や，②強盗の共謀の成立過程，③凶器の準備状況などが争いになった。

5 議事内容

【冒頭挨拶】

（司会）

本日は，お忙しいところ，お集まりいただきありがとうございます。岐阜地方裁判所長の伊藤でございます。

さて，裁判員制度が始まりましてから本年5月21日で丸5年となりました。これまでに行われた裁判員裁判の数が約7000件（8月末現在），裁判員又は補充裁判員に選任された方の数は合計で約5万2000人（8月末現在）を数えるところとなりました。岐阜地裁での裁判員裁判の件数も，106件（12月10日時点）を数えるところとなり，その間に，約800人（12月10

日時点)の一般市民の方々に、裁判員、補充裁判員として裁判に参加いただきました。こうして多くの一般市民の方に強い責任感をもって熱心に御参加いただいたことにも支えられ、裁判員制度は、概ね順調に運用されており、裁判所として、国民の期待に応えることができていることを感謝しますとともに、皆様の御尽力に対して深く敬意を表します。

さて、本日は、裁判員裁判の運用をより良いものとするべく、複数の被告人の審理を併合して行った事件について、検察官・弁護人の主張の分かりやすさや複数の被告人に対する質問をはじめとする証拠調べの分かりやすさなどについて、裁判員、補充裁判員の経験者の皆様から、ご自身の経験に基づく率直な感想を述べていただくとともに、皆様の声を国民の方々にお伝えし、裁判員として裁判に参加することへの不安感や負担感を少しでも解消したいと考えて、意見交換会の機会を設けさせていただきました。皆様から忌憚のない御意見、御感想をお聴かせいただければ幸いです。

最後に、本日の意見交換会が実りの多いものとなることを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、私が司会進行ということで始めさせていただきます。

【法曹三者出席者・自己紹介】

(山下裁判官) 岐阜地方裁判所裁判官の山下でございます。私は、第1事件、第2事件のいずれも裁判長という立場で関与させていただきました。私が自分で担当した事件ですので、皆様からの御意見をいただけるのを楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。

(市橋弁護士) 岐阜県弁護士会所属の弁護士の市橋と申します。第1事件で1人の被告人の弁護人として担当させていただきました。本日は皆様の御意見が聴けるということで、今後の弁護士としての活動に参考になることが聴けると楽しみにしております。本日はよろしく願いします。

(國本弁護士) 岐阜県弁護士会所属の弁護士の國本と申します。第2事件で1

人の被告人の主任弁護人をしておりました。本日はよろしくお願ひいたします。

(安井検察官) 岐阜地方検察庁検事の安井と申します。第1事件の裁判員裁判を担当しました。本日はよろしくお願ひします。

(熊谷検察官) 岐阜地方検察庁副検事の熊谷と申します。私は第2事件を担当いたしました。本日はよろしくお願ひします。

第1 全般的な感想

(司会) 最初は全般的な御感想から、自己紹介も含めてお願ひしますが、前提として、どのような事件を担当されたかを紹介させていただこうかと思ひます。

(山下裁判官) では、私の方から説明させていただきます。まず第1事件ですけれども、審理5日、評議4日の合計9日間の審理日程で行われた強盗致傷等被告事件であります。

これは被告人3名(A, B, C)が、共謀の上、深夜自転車で通行中の被害者に暴行を加えて現金等が入った財布を奪って、その際、被害者に傷害を負わせた事案です。そのほか、3名が共謀して被害者2名からひったくりをした窃盗2件、被告人Aが、無免許運転で事故を起こした道路交通法違反、自動車運転過失傷害被告事件が1件ございました。

強盗致傷被告事件の主な争点として、被告人Aに強盗の故意及び共謀が認められるかという点がありました。被告人Aは犯行現場にいなかったため、被告人Aの弁護人から、被告人Aがひったくりや恐喝程度を想定して、実行役の被告人Cに方法を一任していたため、恐喝罪にとどまるという主張がありました。検察官は、被告人B, Cが実際に強盗行為を行ったことなどから、被告人Aに強盗の未必的な故意及び共謀があったと主張していた事件でございます。そのほか、被告人Bが財物奪取時に被害者の腕を押さえていたかどうかという点についても争いがあり

まして、被告人Cが暴行をどのように加えたかということも付随的な争点となった事件でありました。

なお、そのほかの事件については争いはありませんでした。

このような争点を判断するために、被害者の証人尋問と被告人3名の被告人質問を主に行ったというのが、第1事件です。

第2事件については、審理6日、評議4日の合計10日間の審理日程で行われた強盗致傷等被告事件になります。

こちらは、被告人3名(D, E, F)が共謀の上、深夜に通行する被害者の車の前に被告人らの車を止めて進路を塞いで停止させ、被害者の顔面を殴ったり、アイスピック様の物で刺したりする暴行、脅迫を加えて、現金や財布、かばん等を奪い、その際、被害者に傷害を負わせた事件です。そのほか、被告人D及び被告人Eが犯したATMから不正に現金を引き出した窃盗被告事件も起訴されていました。

この事件は、全被告人との関係で公訴事実自体には争いはありませんでしたが、被告人3名の責任の上下を判断するうえで、かばんを強取したのが被告人Dであるかという点や、強盗の共謀の成立過程、凶器の準備状況などに争いがありました。

なお、窃盗事件については争いはありませんでした。

本件では、被害者の協力が得られなかったため、被告人3名の被告人質問を行い、被告人3名が日本語を解さなかったので、通訳人を介して審理したという事件でありました。

(司会) 最初に、全般的な感想をお聴かせいただけたらと思います。

(1番) 選ばれたときは、どうなることかと思いました。参加してみて、堅苦しいことを想像していましたが、そのようなことはありませんでした。

いろいろな年齢の方や、職業の違う方と、ある一つのことについて議論ができて、とてもためになりました。

- (2番) 元々、法律的な知識が一切ありませんし、まさか選任されることを想定していなかったもので、最初は戸惑いました。裁判長をはじめ皆様から詳しく説明をしていただき、裁判員の方といろいろな議論ができて、大変良い経験ができました。多分、二度とないとは思いますが、もしまた選ばれることがあれば、参加させていただきたいと思います。
- (3番) 私は第2事件を担当した者です。裁判員として初めての経験でしたが、外国人の被告人の裁判ということで、被告人の心情や顔色を見て、通常の日本人とは違い、外国人の感情が掴みにくかったと思います。
- (4番) 1番や2番の方がおっしゃったように、選任されたとき、できるのかなと思いました。知識のない平凡な主婦なので、きっと難しい言葉も出てくるのではないかと思いました。実際に参加してみると、疑問があったときは質問すれば、裁判官が分かりやすい言葉で丁寧に一般市民の言い方で説明していただいたので、縁遠いものだと思っていた裁判が、以前より身近に感じるようになりました。もしまた選任されたら、今回とは違う事案になりますが、気持ち的には半々ですが、ためになると思うので、受けてみようかと思っています。
- (5番) 選ばれた当初は、嫌な気持ちが大きかったのですが、すべて終わったときは、たくさんのが勉強になりましたし、とても良い経験ができて良かったと思いました。事件に関しては、被告人が外国の方で、通訳人を介することで、被告人の言いたいことのニュアンスがどこまで通訳できているのかと少し思いました。
- (6番) 私は第2事件を担当しました。皆さんとは違い、補充裁判員でしたから、最初は楽な気持ちで参加していましたが、すべて裁判員と同じように参加させていただき、補充裁判員も一生懸命やらないといけないんだなと感じました。補充裁判員は法廷で後ろの席に着席しており、被告人や証人の顔がほとんど見えなかったもので、被告人等の顔がうかがえると

いいと思いました。

第2 当事者の主張等の分かりやすさ①一冒頭陳述等

(司会) 次に中身に入りますが、審理の冒頭の段階で、検察官の冒頭陳述、弁護人の冒頭陳述がありました。この裁判のこの部分を審理しますよということをお伝えするのですが、効果が上がっていたかをお聞きします。

被告人が3名おり、どの被告人にどのような言い分があり、この裁判では、どういう点を意識して判断するのかを最初の段階でお分かりいただいたかどうかということについての感想をお聴かせください。

(1番) 被告人Bが腕を押さえていたかどうかという争点がありましたが、被告人がほとんど認めて、争点が少なかったこともあり、この点について考えればよいということがとてもよく分かりました。

(2番) 冒頭陳述メモなどの資料を見ると、だいたい理解することができました。今回の場合、争点が三つに絞られていたので、ある程度理解することができました。

(3番) 冒頭陳述ということ自体の意味がはっきり分からないまま臨みましたので、あまりよく分かりませんでした。被告人Dが凶器というかアイスピック様のものを加工して作っていたことが気になって仕方がありませんでした。アイスピック様の物を使って被害者に怪我を負わせたことを主眼として事件の状況を見ていました。

(山下裁判官) この事件の凶器は、アイスピック様の物と先ほど言いましたが、バーベキュー用の金属製の串を曲げて手製で作った特殊な物で、これを使って被害者を刺した事件です。

(4番) 正直言って、初日はすべてがよく分かりませんでした。正直なところ、流れ自体が掴めていませんでした。被告人に対して質問するとき、各弁護人や検察官が一人ずつ同じような質問をしていたことがうまく整理できず、頭に入ってきませんでした。ただ聞いて流されているだけでした。

通訳人がいたこともあり、初日は流れを掴みにくかったということが第一印象です。

(5番) 冒頭陳述メモがあったので、分かりやすかったです。冒頭陳述メモには、図や絵が書かれてあり、文字だけだったら理解できなかったかもしれません。

(6番) 私も皆さんと同じように、上の空というか、何が始まるんだろうと思いました。弁護人の話すことを聞き、3人それぞれの言い分が違うところから始まっていくんだなと思って聞いていました。

(司会) 特に第1事件の関係で、「被告人Aが通行人から金品を奪う手段として、被害者が抵抗できなくなる程度の暴行、脅迫を用いることもありうると認識していたか」という説明が冒頭陳述であったかと思いますが、これは裁判が始まる前に、法曹三者で説明の仕方を話し合っただけで決めたものです。この説明の仕方、ここを判断するんだなということが伝わったのでしょうか。

(1番) ここは十分に伝わったと思うのですが、抵抗できない程度というのが、人によって異なると思います。人によって意見が分かれそうな所は戸惑いました。

(2番) 被告人Aは、共謀がないことを主張することにより、減刑を求めていたと思います。それを認識していたか否かを判断することを私たちは求められていたのですが、裁判の全体の流れ、証拠等を吟味していく上で、彼は認識していたという結論に至ったことを覚えています。私たちが普通に生活しているところでは、ここが大きな争点になるのかなと疑問に思いましたが、逆にこの裁判ではすごく重要になるということが、今回経験して分かりました。その結果、理解することはできました。

(司会) 裁判で、そのような「抵抗できなくなる程度」について焦点が当てられるということが分かり、その「程度」がどれくらいのものかをこれから

審理するのだという認識から始まったということでしょうか。

裁判長として最初の段階で、補充的に説明するということは、あったのでしょうか。

(山下裁判官) どの被告人につき、どのような問題があるのかを冒頭陳述が終わった段階で説明したと思いますが、「程度」についての細かい説明まではしなかったと思います。

(司会) だんだん分かっていけばよいというくらいだと思いますが、先に4番さんは、初日はどうなることかと思ったとのことでしたが、審理が進んでくるうちに、各被告人の言い分が分かってきたということですか。

(4番) そうですね。徐々に。

(司会) ほかの方はいかがですか。分かってくるきっかけはありましたか。

(6番) いろいろ話を聞いているうちに、だんだん自分が吸い込まれていくような感じになったときに、がんばろうと思いました。

(4番) 法廷で裁判官、検察官、弁護士と被告人とのやり取りを聞きながら、流れを掴むのための時間が短くなれば、もっと早く、どこに焦点を当てて皆さんと話し合っていくべきかを見つけられると思いました。ここに差があり、私は多分、状況を解釈するのに人一倍時間が掛かるタイプで、どこに注目して話し合うのかを把握するのに時間を要しました。

また、今回の審理は通訳を介していたので、倍近く時間が掛かったと思います。質問と回答に通訳人を介し、時間が掛かることで、時々、質問の内容を忘れ、回答が分からなくなることがありました。被告人が外国人の事件は大変だと感じました。

(司会) 通訳を介しての審理は、なかなか慣れないですね。

(山下裁判官) 公判中は、工事の音とかがあり、通訳人の声が聞き取りづらく、御迷惑をお掛けしたということもありました。

第3 証拠調べの分かりやすさ

(司会) 次は、証拠調べの話をお聞きしたいと思います。証拠調べの中身について、第1事件では、被害者の方の証人尋問、被告人質問、それ以外の証拠書類の取り調べを、第2事件では、被告人質問と証拠書類を取り調べたということですが、それを振り返っていただいて、どうだったのか、分かりやすかったのか、全体としての証拠調べと個々の証拠調べをお聞きしたいと思います。まず、全体としてどう感じたのでしょうか。

(1番) あまり覚えていませんが、被害者が乗っていた自転車、道路交通法違反の車の写真などは記憶に残っています。いろいろな書類で写真は出ていましたが、あまり記憶に残っていません。ただ、裁判の内容、争いに関して、証拠を見て、こういうものがあるんだと思えたので分かりやすかったのかなと思います。

(2番) 検察官から提出される証拠等ですが、モニター画面にいろんな写真など映し出されたのでビジュアルとか何となく自分がその場にいた雰囲気というのが理解できたので分かりやすかったと思います。証人尋問もしましたが、事件から半年以上経ってましたので、証人の方の記憶が曖昧なところが結構ありましたので、証人自身もはっきりした判断というか自分の中で記憶がはっきりしないところが、こちらの判断がしづらかった部分だったと思います。あと、全体的な証拠調べをしていく中で、検察官の手法なのかもしれませんが、最初はこんなことですよと言いながら後出しでいろんな部分が出てくるというのは、こちらにも逆にそれがテクニックだと思いますが、それによって引き込まれてしまったというか、たとえば、今回の事件で言いますと、被告人3人が若い頃、未成年の時代に様々な事件を起こしたということを印象付けられました。

(3番) 先ほどから言ってますように、外国人ということで非常に心の移り変わりとかが非常に見えにくいところと、主犯格のEとDの二人の内容の

違いが第2事件をはっきりとした形にしにくかったという感じがしました。もう一人のFは、我々から見ても正直な部分でよく理解できたんですが、他の二人がくせ者だったなという感じがします。

(山下裁判官) 少し補足させていただきますと、この第2事件は、強盗の共謀の成立過程に争いがありましたので、そこについて3番さんがおっしゃった被告人、主に二人がどういう強盗の共謀をしたのかについて、かなり違う供述をしていました。

(4番) 証拠調べの分かりやすさでは、現物も見せていただいたし、やっぱり事件があった場所などの写真とかをモニターで見せていただけたのは、分かりやすいと思いました。文章だけより、実際にあった現場の様子とかも分かりやすいので、状況というかその時間帯の暗さなど何となく想像できますし、写真とか現物があるというのは、やはり理解しやすい一つの手段かなと思いました。

(5番) 写真とかはとても分かりやすかったのですが、もうちょっと多いといかないかと思いました。一つの暗い写真だけだとちょっと分かりづらい状況もあって、判断しにくいところだったので、もうちょっといろんな角度から撮っていただけると分かりやすかったかなと思います。証人がいないので、被告人本人からしか聞くことがないので、どの人の言っていることを信用するのかというのが難しかったです。それぞれ言い分が違いますので、弁護人の方もちょっと熱くなるじゃないですけど、何を聞きたいのか分からない質問もあったので、その辺はちょっとどうかなという感じです。

(6番) 証拠写真とかを見せていただいたのですが、写真を見ただけでは現場の状況が暗いことは分かるのですが、近くに川があるという話があり、その川と道路の接点がどの辺なのか、状況からすると川と道路と車の間が通れないんじゃないかという意見が出ていたので、そういうところの

判断が写真だけでは分からないので、難しかったかなと思いました。

(山下裁判官) 第2事件で、誰がかばんを持って行ったのかという争点の判断に際して、助手席側のドアがそもそもその状況で開くかどうかという点に問題がありまして、それについての的確な写真がなかったということをして5番さんと6番さんがおっしゃったのかなと思います。

(司会) 全般的なことをお聞きしましたがけれども、次に被告人質問を3人ずつ行ったということで、それぞれの被告人が言っていることを理解できたかというところをお聞きしたいと思います。混乱せずにこの被告人がこういうことを言おうとしていると理解できたかですけれども、どうでしょうか。

(6番) 正直言えば、Fさんの言うことはほとんど理解できるのですが、あとの二人の方の言うことは、私が受けた印象ではどちらも自分の刑期が軽くなりたいという意識で言っているように受けましたので難しいなと思いました。

(5番) 私も同じというか、弁護人の方がうまくもっていくというかそういうふうになりました。

(山下裁判官) 補足しておきますと、判決としては被告人Fの供述が信用でき、その他の被告人が言っていることはよく分からないという結論になりましたので、それを踏まえての御意見と思います。

(4番) 私も同じように、3人、複数というのがやっぱりネックかなと思います。何度も申し上げているように、言葉がストレートに日本語ですとダイレクトに聞けるのではなく、通訳を介してワンクッション置くので質問の内容が分からなくなってしまうたり、3人もやるので混乱していました。

(3番) やはり被告人のお互いのごまかしというかそういう感じに思えて仕方なかったのですが、そういう意味では非常に裁判の難しい部分だったの

ではなかったのかなと思います。

(司会) 弁護人のことも出ましたけど、この段階で何かあればと思います。

(國本弁護人) 意見というよりは、逆にお尋ねしたいのは、そのDさんとEさんがお互い違うことを言い合っているのですけれども、難しいという御意見だと思うのですけれども、その伝わり方が下手なので難しかったのか、お互い言っている内容はそれぞれ分かるのだけれどもそこがどう違うかというのを整理していくことが難しいのか、要は、話が伝わらない難しさなのか、違うことを言っているからどっちがどっちか分からない難しさなのか、弁護人としてお聞きしてみたいと思います。

(司会) 分かりにくいということの意味がどの辺だったのかなというのが、もし分かれば工夫していきたいということですが、通訳があって一拍おくことで間延びする感じが基本にあるとは思いますが、あと内容的にというところもあるのでしょうか。

(2番) 第1事件の場合は、第2事件と違って、言葉の部分では全く問題がありませんでしたので、被告人各人の役割だとか、それによって刑が動くんじゃないかということもあって罪のなすりあいではないですが、自分の刑を軽くしたいために他の二人が悪いんだとか私は悪くないんだとかというやりとりがあったと思いますが、被告人が話した内容に関しては理解できました。

(1番) 2番さんの意見と同じなのですけれども、主張していること自体は問題なく理解できましたし、3人いたことで1個のことに対して三者三様の意見や主張が聞けたので、いろんな多面的、多角的な判断ができ、何度も同じようなことを聞いたので逆に理解しやすかったですし、3人いて逆にやりやすかったというのが率直な意見です。

(司会) 次に証人尋問ですが、第1事件であった証人尋問は分かりやすかったのかというところはどんな感想でしょうか。

- (1 番) 証人の方が頭を打った関係であまり記憶がはっきりとしていなかったのはあるのですけれども、証人がどんな人なのかは実際に会って分かるところがあるので、そういう点では実際に被害者の方に会える機会を得たというのは良いことだと思います。
- (2 番) 先ほども申し上げたのですが、証人の方の記憶がはっきりしないというのが、結果、尋問してるのですが覚えていないと言われたのが残念だったかなと思います。とは言っても本人に嘘を付けとは言えませんし、忘れてしまったことはどうしようもありませんので、警察等で聴取された資料で理解できたかなと思います。証人尋問に出られること自体、すごく勇気がいることだったのではないかなという感想を持っています。
- (司会) 第2事件では証人尋問がなかったということですが、先ほど5番さんが被告人の言うことを判断する前提としても、被害者が証人尋問として出て来なかったと言われていましたが、被害者の話は供述調書ということでまとめたものを読み上げるということで調べられたと思います。その分かりやすさと言いますか、振り返ってみられて、被害者がどんなことを言っていたのか、どんなふうに理解できたかということについて感想はありますか。
- (5 番) ちょっと覚えていません。
- (司会) 第2事件を担当された方で、被害者の方が証人として来ればいいのにと感想を持たれた方はおられますか。
- (3 番) 最終的に被害者の方の証言で、かなり重要なところがあったと思います。かばんを誰が取ったかという部分である程度ははっきりしたのではないかという気はしますが、状況として被害者の話はとても裁判では聞けないというか裁判所に来ることができないほどショックを受けていましたので、供述調書で十分その人の心情は分かったと思います。我々としては、もし来れるものならその辺のところを聞いたかったかなというのは

あります。

第4 当事者の主張の分かりやすさ□ー論告，弁論

(司会) 証拠調べが終わって、論告・弁論という形で双方から意見を言ってもらいましたが、この事件についての争点や主張は分かりやすかったかどうかを伺いたいと思います。評議に入ってからでは段々分かってくると思いますが、評議に入る前、法廷から帰ってきた段階で理解できたかどうかについては、いかがでしたか。

(1番) このころになると大体のイメージが掴めてきました。本人の言うことが本当かどうかは別として分かりやすく理解ができました。

(2番) 第1事件では、3人のうち誰が主犯格で、中心的役割を果たしたのかを気にしていて、被告人質問や書証を吟味したところ、3人は同等の立場ということで、結果として3人の刑罰を決めることになるのですが、被告人らそれぞれの役割などの対立点が垣間見えてきて理解できてきた段階でした。

(3番) この辺までくるとある程度のことになってきました。お互いがなすりつけているのだろうと思いますが、どれが正しいのかが分からなくなったのが、この事件の難しいところだと思いました。

(4番) それぞれの役割や、どう気持ちが動いたかといった道筋のようなものを裁判長が示してくれましたので、それに沿ってみんなと話し合うことができました。今は、どの部分を話し合っているのか、分かりやすかったです。

(司会) 裁判長がいろいろ整理してくれたということですが、始まる前はどうか。

(4番) 漠然と、何となく掴めてきている状態でした。

(5番) この時点では、分からないことなどを質問する勇気がなかったのですが、裁判官がもう一度、質問してくれましたので、ある程度理解はでき

ていたと思います。

(6番) この時点では、それぞれの言っていることは何となく分かってきましたが、誰の言っていることが正しいのかを見極めることはできませんでした。

第5 併合審理について

(司会) 3人の被告人の事件を併合して審理した点についてですが、併合したことで複雑すぎるようなことになっていなかったか、あるいは、逆に言い分がそろって多面的になって分かりやすかったかとか、そのあたりの点は私たちの課題でもあって、どれくらい的人数、どんな主張があるときには併合しないほうがよいかということを考えているので、その点についてお聞きしたいと思います。

(1番) 3人から色々な言い分を聞ければ判断材料が増えるので、当然併合して良かったと思います。

(2番) 当然、事件に3人が関わっているわけですから併合して審理したほうが良いと思います。その場合、信用できる証言かどうかというのは私どもが判断するのは大変難しくなりますが、裁判官、裁判員と評議していく中で理解を深めて、結果として信用できる証言がどれかという形になっていくので、当然、同じ事件に関わった被告人であれば併合審理していったほうが良いと思います。

(司会) 併合すると審理期間は長くなるのですが、これくらいの期間なら良いとされる範囲でしたか。

(1番) 正直、裁判員を務めるのは初めてなのでよく分かりませんが、被告人1名だけの意見でその事件の全てをジャッジするよりも意見が多いほうが、この点についてはこの人はこう言っている、この人はこう言っていると、総合して判断できるのでそこは良いと思います。ただ、一人ずつ尋問していくので、自分でメモを取っていて分かったのですが、この点

についてこの人はどう言っていたかを見返す必要があったので、争点について被告人ごとの供述内容をメモできるような表を用意してもらえると分かりやすかったと思います。

(司会) 第2事件については通訳事件ということもありましたが、併合審理が良かったかという、今と同じ点についてはいかがでしょうか。

(3番) 裁判員で話し合った中では、被告人Fの供述が信用できるという感覚を掴めましたので、他の2人の状況も少しずつ分かってきたということがありました。そういう意味ではたまたま併合審理してよかったと思いますが、実際、3人が外国語でいろいろ言われてもなかなか分かりにくいので、一人ずつということもあっても良いのではと思います。

(4番) 正直なところ、3人の被告人の併合審理は、気持ちとしてはしんどいというのがありました。やはり素直に頭に入ってこない。同じ質問をしても言い方によっては相手の責任になるし、それぞれの言い分が違ってくるので、そういう点では、食い違いの部分を争点にするきっかけにはなるわけですが、その場その場の瞬時の判断で聞きながらメモを取ること自体が普段していないので、質問事項を書いているうちに答えが返ってきて、追いついていきませんでした。併合審理は必要だとは思いますが、慣れていない部分がどうしてもあるので、すんなり理解していくことが難しいと思いました。

(5番) 被告人が3人いることによって、同じ質問が何度もされるので、その点では、私はやりやすいというか、質問を聞き逃しても、再度同じ質問をするのでメモを取れる点では良かったと思います。ただ、それぞれの意見が食い違ってきたりするとそこをどう判断していくのかは難しいと思いますし、併合審理が良いのかと聞かれると難しいのですが、良い点もやりづらい点もあると思います。

(6番) 私は、話を聞きながら字を書くことからずっと離れているので、被告

人3人分のメモを取ることでさえも必死で、さらにそれを理解しようとするのが難しかったことはたしかです。その場で3人それぞれの話を聞いたことは良いと思いますが、それをまとめるように言われると困ってしまうなどというのが、今回感じた意見です。被告人1名だけを審理したほうが良いか併合審理したほうが良いかは自分では判断できません。

第6 これから裁判員等へなられる方々へのメッセージ

(司会) 最後になりますが、これから裁判員や補充裁判員になられる方へ経験者としてお伝えしたいことがあれば、お願いしたいと思います。

(1番) 全く未知の世界なので、選ばれた場合、不安はあると思いますが、裁判官が丁寧に説明してくれるので、選ばれたら臆することなく是非やっただけであれば良いと思います。

(2番) 今回は殺人事件ほどの凶悪事件ではなかったので、裁判員を経験した後には事件のことが夢に出てくることはありませんでした。どのような事件に当たるかは分かりませんが、仕事などの都合がつくのであれば、一生に一度あるかないかの経験ですので、それをやることによって自分が社会で生きていく上で、何らかの糧になると思いますので、参加することに積極的になっていただければと思います。

(3番) 選任手続期日では緊張してどうにもならない状況でしたが、裁判員に選任されたこともびっくりしました。ただ、裁判長は非常に厳しい方というイメージがあったのですが、実際は全く違って、裁判官が非常に優しい方で、裁判員、補充裁判員はリラックスできました。2番の方も言われたように裁判を経験して、将来の何らかの役に立つのではないかとこの部分も考えましたし、仲間とも非常によい雰囲気でも議論等ができたので、非常に嬉しく思っています。今後もそういうことがあればもちろん参加しますし、ほかの方にも参加していただければよいと思います。

(4番) なかなかこのような機会はないので、裁判員に選ばれたときは不安で

したが、終わってみれば、やって良かったと思います。ただ、事例によっては裁判員の方が精神面で続けられるかというのはあると思います。私自身も、事例によっては最後まで関わる事ができたかは疑問です。私たちが、普段関わる事ができない裁判に関わるということで、裁判所側の気遣いというのもすごく伝わったので、選ばれた皆さんも通う事ができて、私たちも頑張ろうという気持ちになったと思います。いくら私たちが頑張ろうという気持ちがあっても、裁判所側が最初から最後まで、緊張という張り詰めたものをこちら側に求めてきたら、多分、気持ちがどこかで折れていたと思うので、裁判所はその気遣いをこれからもずっと続けていていただきたいと思いますし、そうすれば、こちら側も身近なものとして受け入れられるのではないかと思います。あと、今回、女性の裁判官がいたのですが、同性がいるというだけで、場が和みますので、女性の裁判官が増えていただければ良いと思いました。

(5番) 私も最初はあまりやりたくないと思っていましたが、裁判員を経験した後は、ニュースでも事件があると関心を持つようになりましたし、見る目が広がって良かったと感じました。すごく難しいということもないですし、分からないところも裁判官が丁寧に説明してくれますので、全然知識がなくても分かりやすかったです。今後選ばれた方は、構えずにやっていただければと思います。

(6番) 最初、私なんかこんなところに選ばれて、裁判員なんてできるのだろうかというのが感想でした。子どもからも、母がテレビでやっているようなことを本当にやれるのと言われながら参加したのですが、事例にもよりますが、今回は、裁判員、補充裁判員も協力的な方ばかりで、裁判官、裁判員、補充裁判員に恵まれたと思っています。私としては、この経験は良いものになりましたので、選ばれた方は、時間が許すのであれば是非参加してほしいと思います。

(司会) ありがとうございます。最後に、法曹参加者の方に一言ずつコメントをいただきたいと思います。

(山下裁判官) いずれも裁判長として担当させていただいた事件で、過分なお褒めの言葉をいただいた部分と、分かりにくいというお言葉をいただいた部分がありましたので、今後、分かりにくいというお言葉をいただいた部分については、なお改善の余地がないかというところを検討していきたいと改めて感じた次第です。どうもありがとうございました。

(市橋弁護士) 本日は裁判員裁判の経験者の皆様からの貴重なお言葉ありがとうございました。分かりやすかったところもあるとは思ったのですが、改善しなければならないところもあるということが分かりました。今後の弁護活動に活かさせていただきたいと思っております。本日はありがとうございました。

(國本弁護士) 分かりにくいところが多かったという意見を多くいただいて、そのとおりになんだろうと改めて思い返していましたが、何度か経験するうちに私たちもやり方等を工夫していくことになると思いますので、また裁判員に選任された際には、成長した姿を見ていただきたいと思えます。本日はありがとうございました。

(安井検察官) 検察庁としましても、本日いただいた御意見を参考とさせていただき、より分かりやすい裁判を目指していきたいと思えます。本日はありがとうございました。

(熊谷検察官) 第2事件について、図や写真がとても分かりやすかったとの御意見をいただきまして、今後ともその点を十分考慮してやっていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

以 上